

議案第 81 号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 6 年 9 月 20 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 9 月 29 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和 45 年三朝町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師」を「保険医又は保険薬剤師」に改める。

第 5 条中「療養取扱機関」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、同条 3 号イ中「又は処置」を「、処置」に、「収容」を「入院」に改め、「除く。）」の下に「又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他看護」を加え、同号ロ中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改める。

第 6 条第 1 項中「助産費」を「出産育児一時金」に、「26 万円」を「30 万円」に改め、同条第 2 項中「助産費」を「出産育児一時金」に、「国家公務員共

済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）」を削る。

「第5章 保健施設」を「第5章 保健事業」に改める。

第8条第1項中「保険給付又は」を削り、「施設をする。」を「事業を行う。」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号中「施設」を「事業」に改め、同号を同項第6号とし、同条に次の1項を加える。

2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 療養のため必要な用具の貸付け
- (2) 診療所（病院）の設置
- (3) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第9条中「保健施設」を「保健事業」に改める。

附 則

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）は、平成7年4月1日から施行する。

2 出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。